

「厚真町在宅高齢者介護休養手当」

厚真町在宅高齢者介護休養手当とは？

厚真町では、要介護認定3以上の認定を受けておられるご家族を介護されている方を対象に月額1万円の「在宅介護休養手当」を支給しています。

対象となる方は？

〔支給要件〕（対象期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日）

- ①要介護者の方と同居し（※住民票が同一）、かつ無報酬で要介護者の日常生活を中心的に介護している方
- ②ご家族が要介護認定3以上の認定を受けていること。

〔支給に関する注意点〕

Q 月の途中で、介護施設に入所になった場合は対象ですか？

A 月の途中で入所になった場合、その月は手当支給の対象になり、翌月からは支給の対象とはなりません。また、介護施設の外、長期入院、町外のご家族の住宅で介護を受ける場合なども同様の取り扱いとなります。

Q 同居はしていないが、町内に在住しており、家族の介護を行っている場合対象になりますか？

A 同居の要件は、住民票上の同居を支給の要件としており、ご質問のような場合は支給の対象とはなりません。

申請方法は？

- 1 住民課福祉グループにある申請書類に必要事項を記入のうえ、**令和7年4月25日**まで提出してください。（ホームページのお知らせからダウンロードすることもできます）
- 2 申請時には、以下のものをご持参ください
 - ①口座確認のための通帳
 - ②介護保険被保険者証（写）
 - ③介護者の住所が確認できるもの
- 3 対象ではなくなった、介護者が変更したなどの場合も届出が必要です。

お問合せ先

総合ケアセンターゆくり内 住民課 福祉グループ
TEL：0145-26-7872